

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションは地方厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が健康保険法第 3 条第 13 項の規定によるオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

【本加算に関する施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に係る費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイダンス」等の関係法令を遵守し、当社に規程する「オンライン資格確認システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る利用規程」に基づき適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

当訪問看護ステーションでは、より質の高いサービスの提供を目指し、以下の項目に取り組んでまいります。

1. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施すること。
2. マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組むこと。

令和 7 年 12 月 1 日

リクラス神奈川メディフル訪問看護ステーション青葉